daily コラム

2025年11月7日(金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

代償分割による遺産分割

代償分割とは

相続後も親の不動産に住み続ける場合、 複数の相続人が不動産を共有で相続することは、将来の建替えや売却の際、所有者全 員の同意を得なければならないなど、所有 関係を不安定なものにしてしまいます。こ のように現物分割が困難な財産の場合に、 特定の相続人が現物の財産を取得し、代わ りに他の相続人には、それぞれの持分に応 じて債務を負担して遺産分割することがで きます。これを代償分割と呼びます。

代償財産の価額の計算方法

代償分割で交付する財産(代償財産)の価額は、財産を取得した相続人が他の相続人に対して支払う債務(代償債務)の額となります。例えば相続人が兄弟2人で兄が親の居宅を相続して弟に金銭を支払う場合、居宅と敷地の相続税評価額を4,000万円、支払額を2,000万円とすると、それぞれの取得財産の価額は次のように計算します。

兄の課税価格: 4,000-2,000=2,000万円

弟の課税価格: 2,000 万円

また、居宅と敷地の評価額を時価とする 場合、時価を 5,000 万円、支払う金銭を 2,000 万円とすると、それぞれが取得する財 産の価額は次のように計算します。

兄の課税価格= $C-A\times C/B=2$,400万円 弟の課税価格= $A\times C/B=1$,600万円

A:代償債務の額 2,000 万円

B:代償債務の額の決定の基となった財産 の通常の取引価額(時価)5,000万円

C:代償債務の額の決定の基となった財産 の相続税評価額 4,000万円

不動産で支払うと譲渡所得税が課税される

代償財産が相続人の所有不動産の場合、相続人は代償債務の支払いのため、自身の所有不動産を時価で譲渡したものとして、譲渡所得に課税されます。この場合、代償債務の負担額は、代償分割によって取得した相続財産の取得費に算入されません。

代償分割の活用

預貯金や株式、信託財産など金融資産を 分割する場合、相続人の数が多いときは、 分割に相続人間の同意がある場合でも、相 続人全員が一堂に会して金融機関向けの申 請書類に署名・押印する手続きは負担が重 くなります。この場合も相続人代表者が代 償分割を活用すれば手続きが楽になりそう です。金融機関と事前に相談しておくこと をお勧めします。



相続人代表者が代償 分割で取得すれば手 続きは楽になる。